

長野県南木曽町エアコン設置促進事業補助金

エアコン本体の品薄による設置遅延などにより申請期間を延長します。

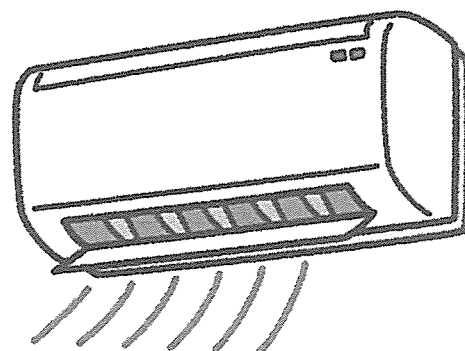
申請期間【延長後】

令和8年10月30日（金）まで

対象世帯

以下のすべての要件を満たす世帯

- ①申請日時点で南木曽町に住民登録がある世帯
- ②エアコンを1台も所有していない世帯
- ③令和7年度個人住民税が非課税である世帯



対象設備

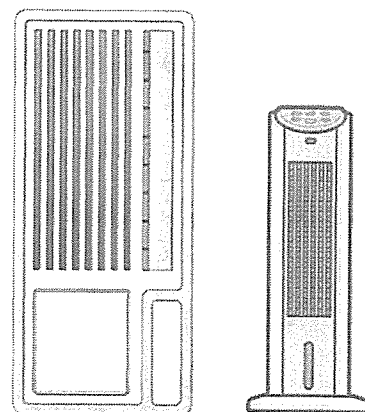
壁掛け型エアコン

床置き型エアコン

ウインドエアコン（窓用）

ポータブルエアコン

※電気冷風機やペンチェ式クーラーは対象となりません。



補助額	区分	補助対象経費	補助限度額
	住民税非課税世帯 生活保護受給世帯	対象設備の本体購入費および設置に係る工事費	48,000 円 73,000 円

※町内の事業所が販売・設置をしたものについては上記に 10,000 円を加算する

申請についてのご案内

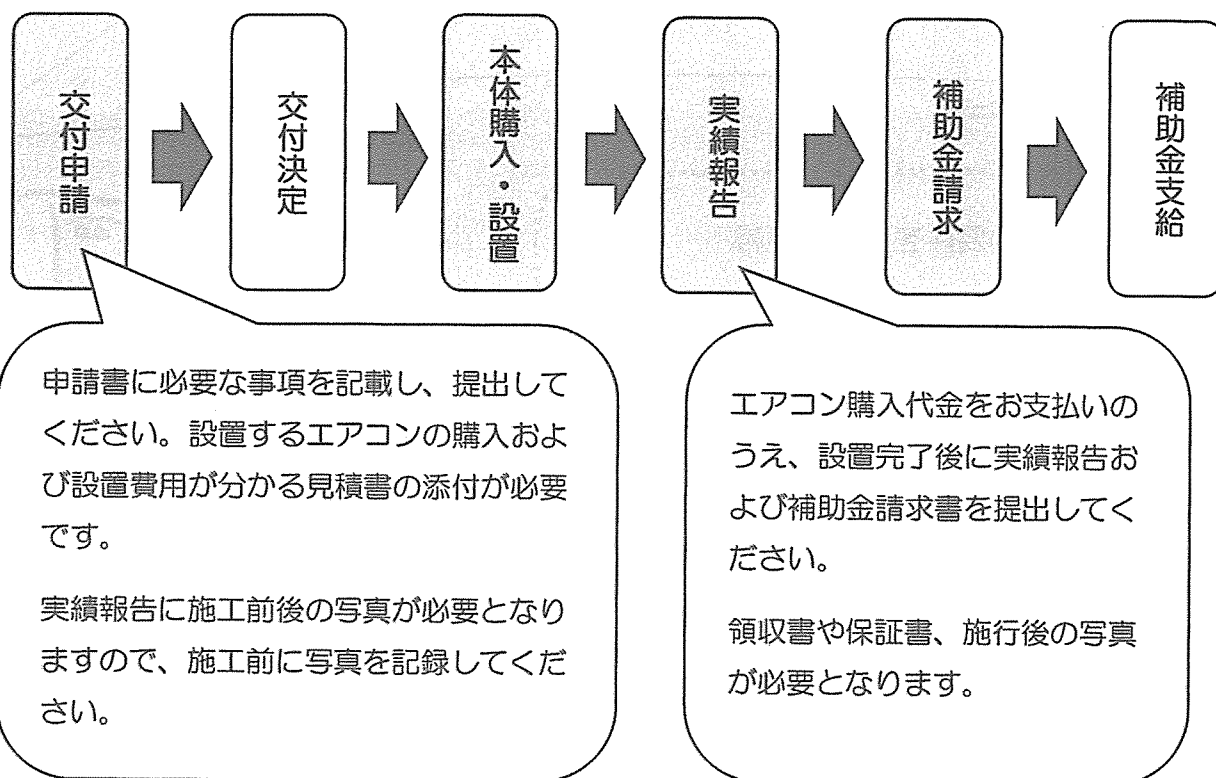
申請方法

対象世帯の世帯主が下記の方法で申請可能です。

※同一世帯の世帯構成員、法定代理人、申請者の住宅にエアコン設置する町内事業者による代理申請も可能です。

（役場住民課福祉係の窓口にて申請を受付します。）

＜申請手続きの流れ＞



以下の点にご注意ください。

- ・家主等からエアコン設置および設置に必要な工事の許可を得てください。
- ・同じ住所に居住する世帯が既にこの補助金を受けている場合は対象となりません。
- ・エアコン設置状況を把握するため町職員が現地確認を行う場合があります。

補助金の対象となるか分からないなど不明な点がございましたら、申請前にお問い合わせください。

南木曾町役場 住民課福祉係

電話 0264-57-2001